

金融機関 (送付数 594、回答数 330、回収率 55.5%)

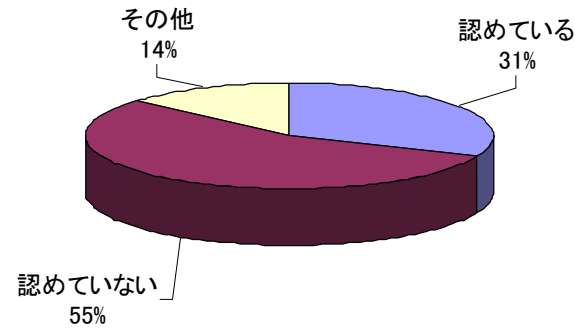
任意後見・任意代理 (代理人による取引) 契約に関するアンケート

第1 任意後見契約発効前の任意代理契約による取引

任意代理契約 (財産管理等委任契約) は、判断能力ある本人からの委任により、財産管理等を行うもので、任意後見契約ではありません。
地域福祉権利擁護事業による金融機関との取引はこのアンケートの対象から除いてください。

Q1. 貴行では、任意代理契約に基づき、代理人による銀行取引を認めていますか?

- 認めている【102】 Q2へ
- 認めていない【179】 Q10へ
- その他【44】()



銀行

- ・原則認める 2件
(確実に授權事実が確認できる場合)
(本人の申出がある場合)
- ・原則認めない 2件
(認める場合として、キャッシュカードの代理人カード、貸し金庫開扉代理人、高齢者取引等)
- ・個別対応 6件
- ・事例はない・規定がない・回答を控える 4件

信用金庫

- ・原則認める 3件
(本人の署名捺印による所定の代理人届提出すれば認める。)
(意思能力があれば署名できなくても認めている。)
- ・原則認めない 4件
(認める場合として、やむを得ない理由があり担当責任者が認める場合、公正証書の場合、当座勘定取引限定)
- ・個別対応 8件
- ・事例はない・規定がない・回答を控える 5件
- ・取扱いを検討中である 2件

信用組合

- ・個別対応 2件
- ・事例はない・規定がない・回答を控える 4件
- ・取扱いを検討中であるもしくは今後検討する 3件

Q2. Q1で認められている場合、金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律 (以下、「本人確認法」という。) で必要とされている場合以外についても、本人確認をされますか?

必ず本人に会って確認する【26】

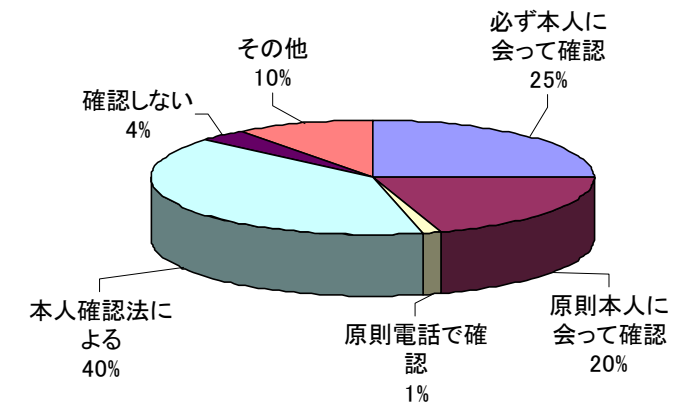
原則として、本人に会って確認するが、本人が来訪できない場合は、電話で確認する【20】

原則として、電話で確認するが、場合により本人に会って確認する【4】

本人確認法に規定されている方法により本人確認を行う【50】

確認しない【4】

その他【15】()



銀行

- ・代理人本人と面談して、運転免許証等の公的書類にて本人確認を行う。
- ・原則は本人と面談するが電話等により本人確認を行う
- ・本人面談を原則とするが、不可能な場合は個別判断
- ・取引の種類や金額に応じて、相応の方法により本人確認を行うことがある
- ・当行所定の書類に記名の上、取引印の押印を受ける。必要と認められる場合は、電話等で本人に確認を行う。

信用金庫

- ・原則本人、取引内容によっては電話
- ・代理人届提出時は原則本人に面談し確認する。以降の取引時は真正な代理人であることを確認する
- ・役席が本人確認を行う。
- ・毎回、本人に面談若しくは電話して確認又は委任状の提出。継続と取引の場合は、代理人届の提出を受ける。代理人の住所変更等代理人にかかる変更手続きの場合も、本人確認とその旨を本人が承知していることを確認する。
- ・本人からの授權が真正であることを確認するため、印鑑証明書等の一定の書類を添付していただきます。
- ・代理人届提出時に本人確認を行い、その後の本人確認を必要とされている取引以外の場合においては不要であ

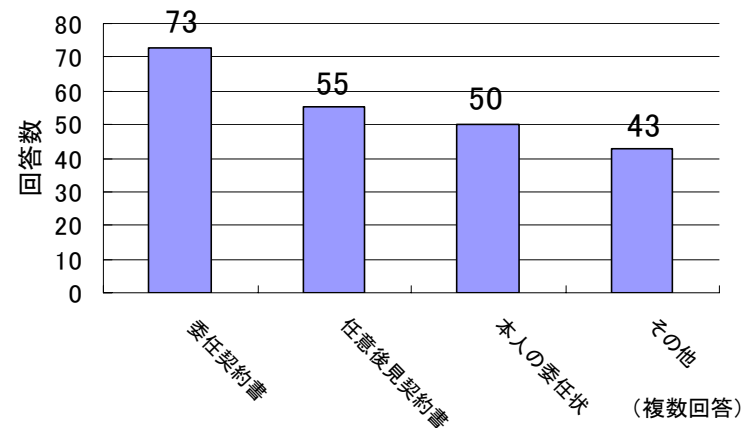
- る。
- ・本人確認法施行後において、新規取扱いは実施されていない模様。

信用組合

- ・病状等重度で意志、行為能力がない場合は推定相続人全員の同意
- ・本人確認法により確認するが、本人であるが、疑念がある場合は届出住所地に訪問し確認する

Q3. 任意後見契約発効前において、任意後見契約とともに締結している財産管理に関する公正証書委任契約書（任意代理契約書）に基づいて銀行取引等を行う場合、どのような書類を請求されますか？（複数回答可）

- 委任契約書【73】
- 任意後見契約書【55】
- 本人の委任状【50】
- その他【43】（



銀行

- ・代理人届 7件
- ・本人の印鑑証明書 1件
- ・本人確認関係書類 1件
- ・成年後見制度に関する届出書 1件
- ・公正証書 1件
- ・当該取引時に委任が解除変更されていないことが確認できる書類 1件
- ・認めていない 1件

信用金庫

- ・代理人届 15件
- ・本人の印鑑証明書 5件
- ・受任者の印鑑証明書 3件
- ・本人確認関係書類 2件
- ・受任者の本人関係書類 1件
- ・委任状 2件
- ・取引ごとに本人に面談・電話で確認できれば必ずしも書類は請求しない。 1件

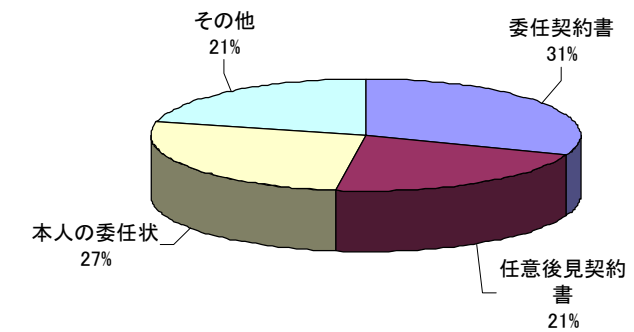
- ・取扱開始時、本人と面談し意志確認を行う。 1件
- ・取扱規程なし 1件
- ・原則不可
- ・登記事項証明書 2件
- ・審判書の金融機関届出用抄本（理由部分のみを省略したもの）および確定証明書 1件

信用組合

- ・代理人届 1件
- ・受任者の本人確認関係資料 1件
- ・公正証書 1件
- ・戸籍謄本 1件
- ・取扱いなく回答できず 1件

Q4. Q3において、委任契約書が公正証書ではなく私署証書である場合、どのような書類を請求されますか？（複数回答可）

- 委任契約書【65】
- 任意後見契約書【45】
- 本人の委任状【56】
- その他【45】（



銀行

- ・Q3と同じ 1件
- ・代理人届 7件
- （ただし、取引内容や委任契約内容により個別対応となるとの回答あり）
- ・本人の印鑑証明書 2件
- ・代理人の本人確認関係書類 1件
- ・規定上認めていない

信用金庫

- ・Q3に同じ 4件
- ・代理人届 13件
- ・本人の印鑑証明書 6件

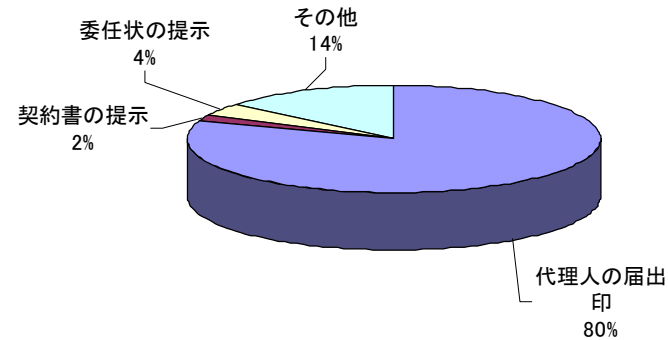
- ・受任者の印鑑証明書 3件
- ・戸籍謄本、推定相続人の印鑑証明書 1件
- ・取引を認めない。 3件
- ・弁護士に相談の上、対応。
- ・基本的には、法律上の代理人をたてることで対応予定
- ・現時点で取扱い及び取り決めも無いため、個別協議、判断となる。
- ・当該設問のケースを想定した事務取扱を定めていない
- ・検討中

信用組合

- ・代理人届 1件
- ・本人の印鑑証明書 2件
- ・受任者の本人確認関係書類 1件
- ・担当弁護士確認 1件

Q5 - 1 . Q3 (公正証書の場合)において、代理人が本人に代わって銀行取引等を行う場合、通常どのような手続となりますか？

- 代理人届を提出し、以後代理人の届出印で取引を行う【99】
- 取引のたびに、契約書の提示を求める【2】
- 取引のたびに、本人の委任状の提示を求める【5】
- その他【17】()



銀行

- ・取引の態様により異なり、"通常" どのと一概に言えない。 1件
- ・代理人の取引制限を設けるか否かにより異なる 1件
- ・任意後見契約発効前の代理人取引の定めは無いが、本人による「代理人届」の記入が可であれば代理人取引は可。 1件

信用金庫

- ・当該設問のケースを想定した事務取扱を定めていない 1件
- ・代理人届の提出、取引のたびに委任状の提出、本人に対し毎回面談若しくは電話で確認のいずれかの方法をとる。 1件

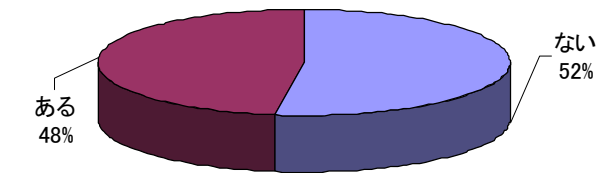
- ・事例なし
- ・代理人の本人確認 2件
- ・委任状を徴求、払戻し等では任意代理人の印のみでの対応を可とした。 1件
- ・取引範囲が明確であれば、代理届による取引となるであろうが本質問に対しては明確なる回答できず。 1件
- ・代理人届提出後、預金者本人の届出印で取引を行う 2件
- ・取引の都度に、公的証明書等の提示を受け、本人確認を行います。 1件
- ・Q3に同じ
- ・代理人届を提出し、以後代理人の届出印で入出金取引に限定して行う。 1件

信用組合

- ・来店者(代理人本人)の本人確認資料 1件
- ・取引によっては本人の委任状を求める場合もある。 1件

Q5 - 2 . Q5 - 1の例外として、解約手続や払戻金額が多額であるなど、Q - 5 - 1と異なる対応が必要な場合がありますか？あるとすればどのような取引ですか？

- ない【59】
- ある【54】



銀行

- ・どちらともいえない。取引の態様により異なる。 3件
- ・任意代理取引における解約取引は不可 1件
- ・僚店取引規制 1件
- ・解約手続き、多額の払戻 本人にかかる届出事項の変更手続き(本人確認) 3件
- ・与信取引等 1件
- ・諸届、各種契約等 1件
- ・Q3の回答が前提

信用金庫

- ・"意思能力がない場合代理人届等は認めない 預金口座開設取引の禁止 預金口座解約取引の禁止" 1件
- ・当該設問のケースを想定した事務取扱を定めていない 1件
- ・解約や払戻し金額が多額の場合など 15件

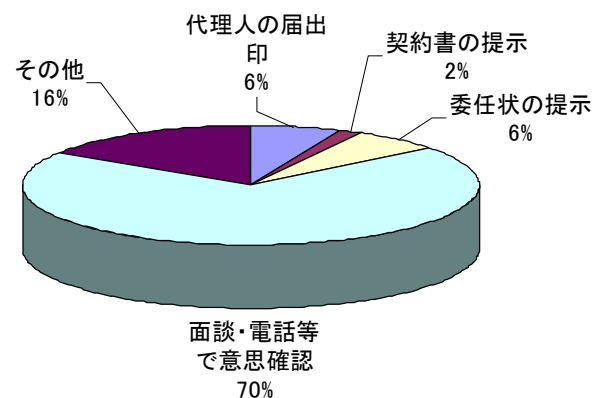
- ・代理人の住所変更等代理人にかかる変更手続きの場合も、本人確認とその旨を本人が承知していることを確認する。 1件
- ・任意代理の取引をする場合、事前に通常の払戻し金額の確定や異例取引（解約の申出）時の通知等は、決めておく。 1件
- ・本人の不利益になる取引 1件
- ・ 本人の意思確認 4件
- ・多額で支払目的不明、喪失届、自動振替契約 1件
- ・取引範囲が不明確なため返答できず。 1件
- ・解約はないが、病院への支払等で多額となるケースはありえる。 1件
- ・状況に応じて個別対応となる場合もある。 1件
- ・契約日がある程度の期間を経過した場合。 1件
- ・通常取引と異なる取引。 4件
- ・代理人取引は代理人届にて指定した口座の入出金取引に限定している。 1件
- ・代理行為（代理権）の範囲を越える取引。事例としては、高額な解約・払戻し、投信・外貨預金等リスク商品の購入（客側から見て） 1件
- ・代理権目録（委任契約）を確認のうえ、取扱う。 1件
- ・委任取引の範囲を限定している。 1件

信用組合

- ・解約手続や払戻金額が多額 6件
- ・不自然であると認められた場合は本人に確認する 2件
- ・契約の内容にもよりますが口座解約、届出、事項の変更などは対象外と考えております。 1件

Q5 - 3 . Q5 - 2において、あると回答された場合は、どのような手続が必要ですか？

- 代理人届を提出し、以後代理人の届出印で取引を行う【4】
- 取引のたびに、契約書の提示を求める【1】
- 取引のたびに、本人の委任状の提示を求める【4】
- 面談・電話確認等により本人の意思確認が必要【44】
- その他【10】()



銀行

- ・明確な規定が無いため、個別事案に応じて対応する。 2件

- ・解約取引は不可 1件
- ・代理人より徴求する書類はない 1件
- ・本人による手続き（書類等への本人の署名捺印）が必要 1件

信用金庫

- ・本人との取引のみで、本人に自署、押印を求める 1件
- ・ケース、パイ、ケースあり 1件
- ・本人から「変更届」を提出してもらう。 3件
- ・Q5-2と同様。

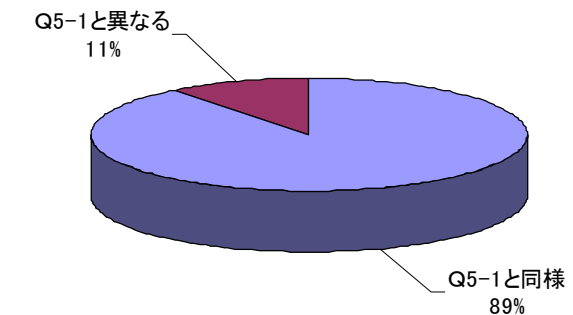
信用組合

意見ナシ

Q6 - 1 . Q4（私署証書の場合）において、代理人が本人に代わって銀行取引等を行う場合、Q3（公正証書の場合）と手続は異なりますか。

Q5 - 1（公正証書の場合）と同様である【92】

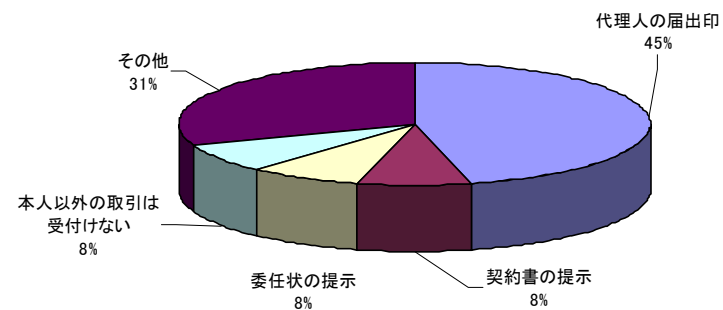
Q5 - 1の場合と手続は異なる【11】



(以下は、「手続は異なる」と回答された場合のみ、ご記入ください)

Q6 - 2 . 手続が異なるとなると、原則としてどのような手続となりますか？

- 代理人届を提出し、以後代理人の届出印で取引を行う【6】
- 取引のたびに、契約書の提示を求める【1】
- 取引のたびに、本人の委任状の提示を求める【1】
- 本人以外の取引は受け付けられない【1】
- その他【4】()



銀行

- ・代理人が専門職等であれば「代理人届を提出し、以後代理人の届出印で取引を行うが、そうでなければ、原則として本人以外の取引は受け付けられない。
- ・明確な規定が無いため、個別事案に応じて対応する。

信用金庫

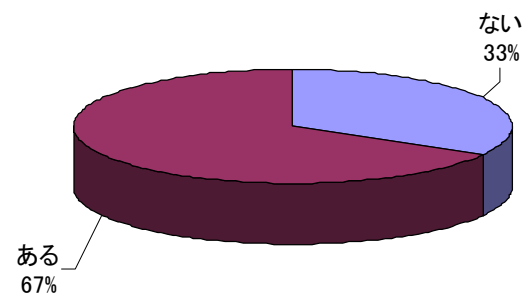
- ・当該設問のケースを想定した事務取扱を定めていない
- ・私署証書の正当性について本人に面談又は電話等で確認
- ・検討中

信用組合

- ・高額預金の解約等、本人の財産保全に大きな影響がある場合

Q6-3. 解約手続や払戻金額が多額であるなど、Q6-2と異なる対応が必要な場合がありますか？あるとすればどのような取引ですか？

ない【3】
ある【6】



取引内容

銀行

- ・明確な規定が無いため、個別事案に応じて対応する。

信用金庫

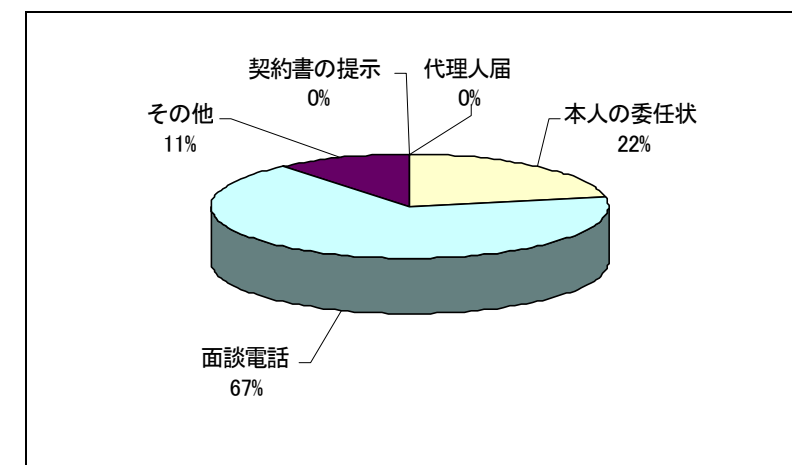
- ・多額の現金支払い、振込等 2件
- ・Q5-2と同様。
- ・上記取引の他、借入等が発生する場合

信用組合

- ・解約請求、多額な払戻、出金頻度の著しい場合等

Q6-4. Q6-3で「ある」と回答された場合は、どのような手続が必要ですか？

- 代理人届を提出し、以後代理人の届出印で取引を行う【0】
- 取引のたびに、契約書の提示を求める【0】
- 取引のたびに、本人の委任状の提示を求める【2】
- 面談・電話確認等により本人の意思確認が必要【6】
- その他【1】(



銀行

- ・明確な規定が無いため、個別事案に応じて対応する。

信用金庫

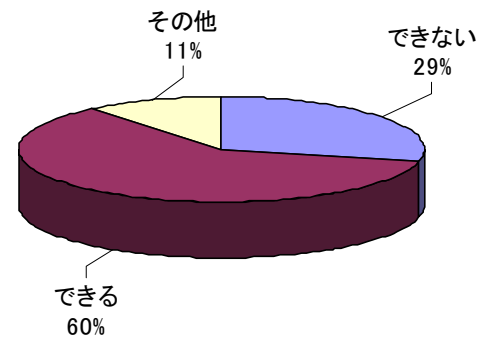
意見ナシ

信用組合

意見ナシ

Q7. 任意代理契約に基づく代理人届を提出した場合、預金名義人本人が取引をすることはできますか？

できない【34】
できる【71】
その他【13】()



銀行

- ・明確な規定が無いため、個別事案に応じて対応する。
- ・原則としては”できない”が、異例として認めるケース有。
- ・当該取引は、現在対応していない。

信用金庫

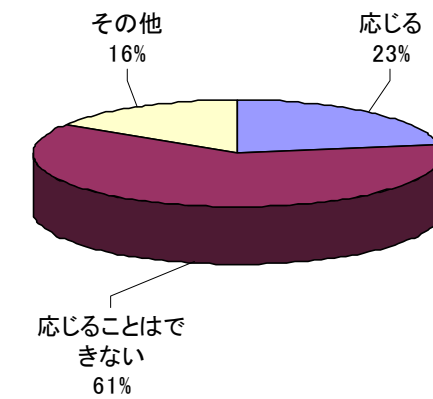
- ・代理人に確認のうえ対応する。
- ・本人確認法施行後は、代理人届提出による預金取引（当座預金は除く）は実施されないのが現状
- ・検討中
- ・代理人届提出時に選択する
- ・本人の意思能力に問題の無い場合は取引できる
- ・明確に規定しておりません

信用組合

- ・本人取引の場合、代理人に確認の上取扱う
- ・代理人届を提出した時に今後の取引を決める文章を書き入れてもらう。
- ・取扱いについては現在のところ定めていないが、事案発生時は顧問弁護士に問合せの上個別に対応を図る。

Q8 . 任意代理契約に基づく代理人届を提出した場合、代理人用のキャッシュカードの発行に応じますか？

応じる【27】
 応じることができない【74】
 その他【19】()



銀行

- ・明確な規定が無いため、個別事案に応じて対応する。
- ・生計を共にする親族の場合のみ応じる 3件
- ・取引制限が設けられていない代理人であれば発行する。

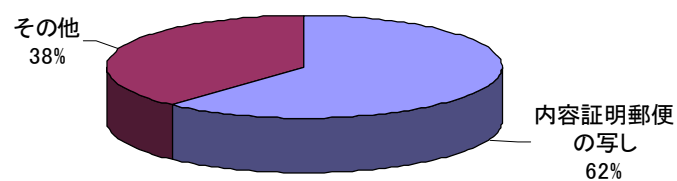
信用金庫

- ・代理人が本人と生計を一にする親族であれば可（1名） 3件
- ・「応じる」 本人に1日の払戻し額決定してもらう。
- ・本人キャッシュカード発行している場合に応じる
- ・場合により応じることができる。
- ・個別事案により対応
- ・発行済みの本人カードを回収し、代理人へカード発行を行う。
- ・当座勘定取引のみのためキャッシュカードなし 2件
- ・明確に規定しておりません

信用組合

- ・今まで発行ない。払出は帳票にてお願いしている。
- ・取扱いについては現在のところ定めていないが、事案発生時は顧問弁護士に問合せの上個別に対応を図る。
- ・カード発行していない為

Q9 . 任意代理契約に基づく代理人届を提出した後、合意解除ではなく、委任者から受任者への解除通知をした場合、その代理人届を消滅させるには、どのような手続が必要ですか？
 内容証明郵便（配達証明書付）の写しを提出して委任者から所定の手続きを行う【71】
 その他()【44】



銀行

- ・代理人解任届の提出を受ける 6件
- ・明確な規定が無いため、個別事案に応じて対応する。 4件
- ・口座解約

信用金庫

- ・本人から解任届が必要 20件
- ・委任者からの所定の手続きによる 2件
- ・事例なし
- ・委任者から所定の手続きを行う。
- ・委任者、代理人連署の通知書を提出 2件

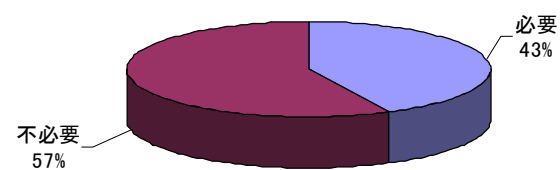
信用組合

- ・取扱いについては現在のところ定めていないが、事案発生時は顧問弁護士に問合せの上個別に対応を図る。
- ・代理人関係届（代理人解任） 3件

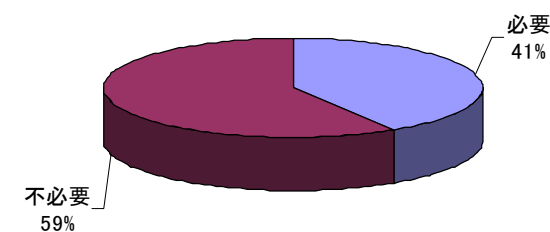
第2 任意後見契約発効後の任意後見契約による取引

Q10. 任意後見監督人が選任された旨を任意後見人が届け出た場合、下記の手続は必要ですか？

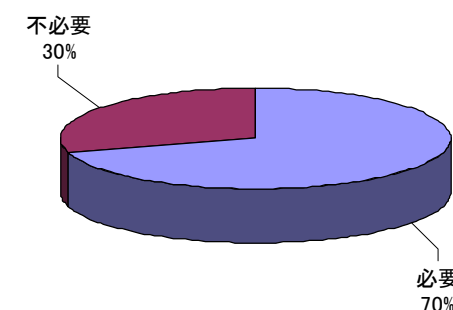
(1) 届出書に本人の実印押印 必要【127】 不必要【170】



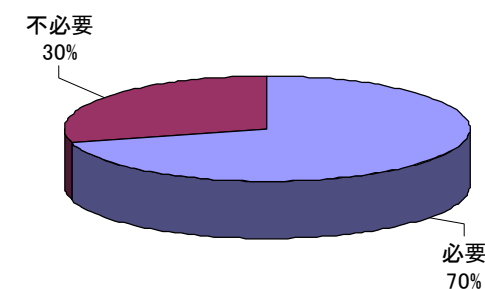
(2) 本人の印鑑証明書の添付 必要【122】 不必要【174】



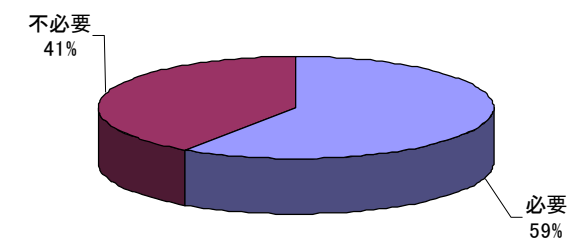
(3) 届出書に任意後見監督人の実印押印 必要【210】 不必要【88】



(4) 任意後見監督人の印鑑証明書の添付 必要【210】 不必要【88】

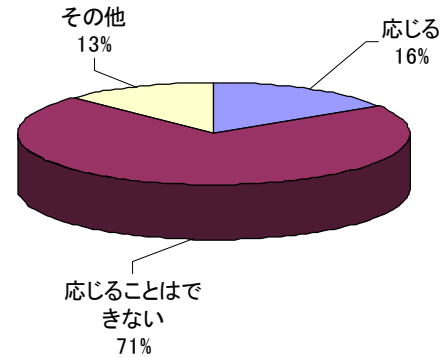


(5) 任意後見人の今後の取引に関する任意後見監督人の同意書 必要【176】 不必要【120】



Q11. 任意後見監督人が選任された旨を任意後見人が届け出た場合、任意後見人用のキャッシュカードの発行に応じますか？

- 応じる【49】
- 応じることができない【216】
- その他【38】()



銀行

- ・任意後見人が弁護士、司法書士または社会福祉士の場合は応じる 1件
- ・ケースバイケースで応じている 5件

信用金庫

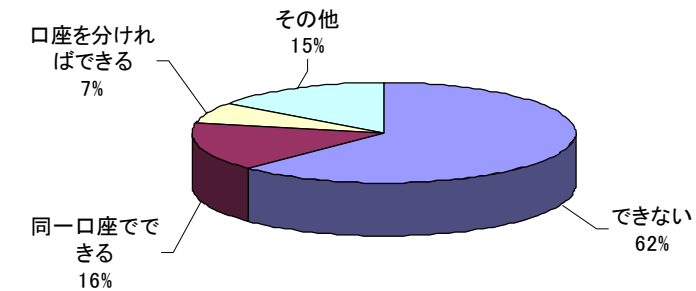
- ・当該設問のケースを想定した事務取扱を定めていない 5件
- ・本人カードを発行する。 2件
- ・個別事案により対応 7件
- ・回答できない 1件
- ・原則応じられない 2件
- ・現在応じていないが検討中。 2件
- ・

信用組合

- ・全顧客にキャッシュカードを発行していない 4件
- ・取扱がない 2件
- ・基本的に応じることができないと考えますが、本人の相続人又は近親者との実態によって応じる。 2件
- ・未決定 1件
- ・今後検討 2件
- ・代理人カードにて発行可能 1件
- ・想定していない。 1件
- ・
- ・
- ・
- ・
- ・

Q12. 任意後見監督人が選任された旨を任意後見人が届け出た後、預金名義人本人が取引をすることはできますか？

- できない【189】
- 同一口座においてできる【47】
- 本人取引用の口座を新たに開設するなど、口座を分ければできる【21】
- その他【45】()



銀行

- ・任意後見人との連名による預金の入出金可能 1件
- ・任意後見人と協議のうえ対応する 1件
- ・同一口座において、日用品の購入等に関する資金の払戻であれば取引可能。 1件
- ・本人の取引に特段の制限は無い。 1件
- ・選任時点での本人の意思能力等の状況次第で異なる。 1件
- ・代理権付与の範囲を確認し、同意を確認のうえ対応する。 1件
- ・特に定めはなく、個別対応 1件

信用金庫

- ・特に定めていない 5件
- ・但し、今後の検討課題と認識 1件
- ・日常生活資金程度は本人取引可 6件
- ・但し、後見人からの念書の提出が必要。 1件
- ・払戻しの場合は任意後見人の同意を得る 2件
- ・本人と任意後見人で取引 1件
- ・個別事案により対応 2件
- ・役席が対応し、止むを得ないと判断した場合のみ本人取引可 1件
- ・法的な状況が確認できない為回答できず。 1件
- ・本人の意思能力に問題の無い場合は取引できる。 1件
- ・口座の使用目的により、本人及び任意代理人と相談の上取引を行う。 1件
- ・

信用組合

- ・任意後見契約の内容による 2件
- ・今まで取引の例がなく不明 2件
- ・日常生活に関する行為であれば応じることがある。ただし、任意後見人に確認する。 1件
- ・後見人の同意を原則とする。日常生活に必要な程度の金額については取引可能 1件
- ・任意後見人の同意が得られれば取引可能 1件

- ・今後検討 2件
- ・現時点では対応を考えていません。 1件
- ・個別に取引状況に応じて協議 3件

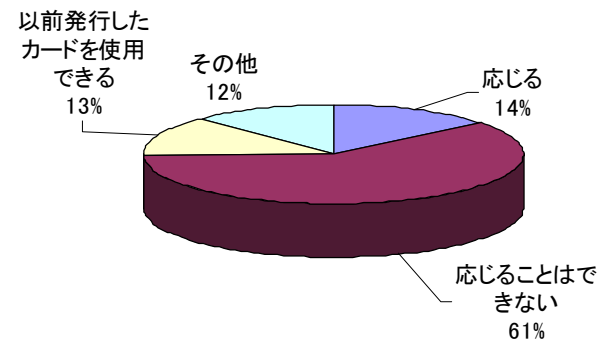
Q13. Q12において、本人が取引ができる場合、本人用のキャッシュカードの発行に応じますか？

応じる【23】

応じることができない【98】

以前に本人に対してキャッシュカードが発行されていれば、それを使用することができる【21】

その他【20】()



銀行

- ・明確な規定が無いため、個別事案に応じて対応する。 1件
- ・既に本人に対してキャッシュカードが発行されている場合に限り、既発行分を回収して新たに発行する。 1件

信用金庫

- ・個別事案により対応 2件
- ・役席が対応して判断する。 1件
- ・原則不可。必要性和諸条件（払戻上限金額設定等）により検討 1件
- ・本人取引が出来ないのでカード発行も不可。 1件
- ・本人取引用の口座のみ発行に応じる 1件

信用組合

- ・払出請求書（帳票）にてお願いする。 1件
- ・未決定 1件
- ・今後検討 2件
- ・現在キャッシュカードの取扱いを行っていません。 3件
- ・任意後見人の同意が得られれば応じる。ただし誓約書を求める。 1件

第3 本人死亡後における取引について

Q14. 任意後見契約書（又は財産管理等委任契約書）の中に、葬儀の執行等に関する死後の事務について委任契約が締結されている場合、または、別に死後事務委任契約が締結されている場合、本人死亡の通知を受けた後も、受任者による預金の払戻しに応じますか？

応じる【42】

場合によっては応じる【88】

応じる場合の例

銀行

- ・葬儀費用の支払 2件
- ・相続人全員の了解が得られる場合。 6件
- ・葬儀費用等で緊急かつ必要性が認められる場合は支払いに応じる 2件
- ・次の三つを満たしている場合。 1件
(・専門職等が受任者になる任意後見契約が結ばれていて、その受任者との間で死後事務委任契約が締結されていること。・遺言がないこと。遺言がある場合には専門職等である受任者が遺言執行者に指定されていること。・委任契約上、当該預金の払戻権限を委ねていることが明らかであること。)
- ・委任された事務内容の範囲 1件
- ・事務内容によっては相続人の同意 1件
- ・該当事例なし。 1件
- ・相続に関する内部規則に基づく処理となるため、受任者が相続人又は法定代理人等であれば規定に従い払戻しは可能。 1件
- ・葬儀の執行等に関する死後の事務についての委任契約又は別の死後事務委任契約に明記されている取引についてだけ応じる用意がある。 1件
- ・具体的には規定していない。契約内容等による。 1件

信用金庫

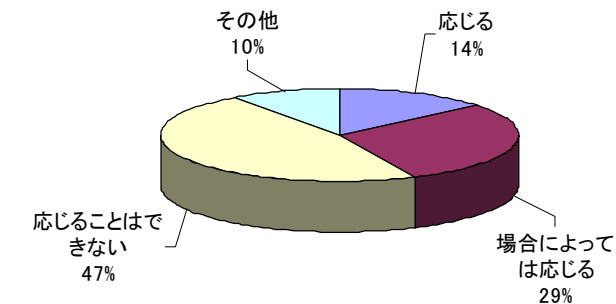
- ・葬儀費用 18件
内、葬儀費用に充当する旨の証明書がある場合 1件
領収書等による確認等にて対応する場合もありうる。 3件
葬儀費用の金額の大・小に応じて対応する。(小の場合応じることもありうる) 1件
当金庫より振込みにより支払うこと。 1件
- ・死後事務委任契約の内容の範囲内について応じる 12件
ただし、手続き時に改めて登記事項証明書(代理権目録)を提出していただき代理権等の範囲を確認する。 1件
- ・相続人の同意のある場合 18件
- ・相続人・保証人の連署による念書および全員の印鑑証明書を徴求する。 1件
- ・身寄りのない人や親族との親交が長年ない場合、時間的に切迫して緊急を要する場合には、被後見人の意思に反しない程度の葬儀費用、病院の入院費や賃料等の払戻しに応じる。 1件
- ・基本的には、相続手続きによる。相続人預金から、立替払いし、以後、相続人どうして精算するようお願いする。やむをえず支払う場合は、各種確認書類を徴求のうえ原則全員の相続人から署名、実印を徴求のうえ応じる。 1件

信用組合

- ・葬儀費用程度、明細確認振込等の扱い 1件
- ・相続人の承諾 7件
- ・委任契約で記載されている事項 3件
- ・葬儀費用の払い戻し 6件
- ・熟知先で本人の希望を知っていた場合、相続人も了解している場合など 1件
- ・登記事項内容および相続人等を確認した上、払戻しに応じる。 1件
- ・任意後見監督人に確認したり、場合によっては家庭裁判所、相続人等に状況を聞くなどして総合的に判断したい。 1件
- ・本人の相続人、又は近親者で後日のトラブルも発生しないことが予測され、相続人の意思が信頼できれば場合によっては応じる。 1件

応じることができない【142】

その他【30】



銀行

- ・相続手続きによる 2件
- ・個別対応 2件
- ・公正証書の内容により検討する。 1件
- ・
- ・

信用金庫

- ・特に定めていない 4件
- ・個別対応 2件
- ・顧問弁護士と相談の上対応する。 2件
- ・事案がなく事務処理が定義されていないので、早急に検討する。 1件
- ・法定相続人と協議し取扱う。 2件
- ・
- ・

信用組合

- ・相続手続きによって処理する 2件
- ・個別対応 1件
- ・顧問弁護士と相談の上対応する。 1件

- ・未決定 2件
- ・被相続人の協議書等を確認のうえ取扱の是非について判定することになると思う。相続については被相続人間での揉め事が多く判例との整合性を極めることも重要と思われる。 1件
- ・取扱がない 1件
- ・現時点では対応を考えていません。 1件
- ・

金融機関名	回答部署

ご協力ありがとうございました。なお、ご回答いただきました内容および集計結果は、承諾なく他の目的に使用することはありません。